

一般会計からの繰戻しに関する合意について

平成23年1月

○平成22年12月22日 財務大臣・国土交通大臣合意

1. 平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計（現、自動車安全特別会計。）から一般会計に対する繰入金の残存額については、従来の大蔵省と運輸省の間の合意事項を維持することとするが、平成6年2月10日付けの大蔵大臣及び運輸大臣間覚書（蔵計第238号、自保第38号）記2の「平成17年度から平成23年度」を「平成24年度から平成30年度」に改めることとする。

2. 毎年度の具体的な繰戻額については、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。ただし、自動車安全特別会計の事業の運営上、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合には、同事業の実施に支障が生じないよう、平成30年度以前であっても繰り上げて必要額を繰り戻すこととする。

○平成6年2月10日 大蔵大臣・運輸大臣合意（抄）

平成6年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計（以下「自賠特会」という。）から積立金の一部（保険勘定分7,800億円及び保障勘定分300億円）を一般会計に繰り入れることとするに際し、下記の通り了解する。

2. 自賠特会から一般会計への繰入金相当額は、原則として平成9年度から平成12年度までの間において分割して、一般会計から自賠特会に繰り戻すこととする。

※下線部は、平成15年に「平成17年度から平成23年度」と改正。